

Sukhothai 王朝のタイ語を直接の祖先とするものではなくて、Songkhla を中心とする南部方言が Sukhothai 時代のタイ語に直結するものだと主張している。この論文が一躍注目を引いたのであるが、それまでは、かれは全く無名だったと考えてよいのではなからうか。

本書の半分以上が表あるいは図からなり、永年かかってコソコソと積み重ねて来た研究の総まとめとでも言うべき感じで、それだけに一読しただけではとても理解することはできず、本文と図表とを綿密に照らし合わせ、何度も読みかえして、はじめて解るといった具合である。本書で扱われている data はすべてタイ国内で得られたもので、したがって対象とする言語は、Li Fang Kuei の分類による Southwestern Group に属するものばかりである。すなわち、Northern Thai, Shan, Phuan, Central Thai, Phu Thai, Lao, Southern Thai の 7 言語であり、扱っている方言の数で言うと 60 となる。これらの方言の data によって比較研究を行っているわけである。

著者は、まず最初に、theoretical background として、本書をつらぬく方法論を説明するがこれをよく理解してかかれないと、後の部分全体が何の事を言っているのか、サッパリわからないと言う様なことになるだろう。従来の比較研究がどうしても似た単語のつき合わせに終り勝ちであったのに対し、本書は比較と言うのは個々の要素の比較ではなく、“system” と “system” との比較だとする。上にのべた様な data により推定可能ないくつかの共通タイ語の “phonological systems” を設定し、それらのうちから最も適当と思われるものを選んで、その “system” から現在の各方言の “systems” に至る過程を説明しようとするものである。この方法は、従来のそれとは正反対の行き方だと言える。

本書で取りあげられている最大の言語単位は音節であるが、音節は音素から成り、音素は “components” から成り、“components” は “factor”, “value”, “time position” より成るとする。この “components” における変化により全 “system” が変化すると言う考えである。厳密に言えば、本書で比較されているのは、単語ではなくて、一つの “system” 全体と他の “system” 全体とが比較されていると言うべきであろう。単語はそれらの “systems” を得るための材料、あるいは説明の際の例に過ぎないのである。最後に、ここに提出

せられた結論が必ずしも正しいとは断言できないだろうが、またここに扱われていない言語を比較に加えた場合にどうなるかわからないが、いずれにしても、1つの理論的な方法論をもってタイ諸語を比較したものとして、近年における最も重要な文献とみてよいのではないだろうか。東南アジアの言語の比較研究も、古い多少とも当て推量的なものから、一定の方法論を持つものになって来たと言える。（桂 満希郎）

Ahmad Ibrahim : *Islāmic Law in Malaya*.
Malaysian Sociological Research Institute,
Singapore, 1965. 444 p.

インドネシアにおけるイスラム教の実態に関する研究が古くから行なわれているのに比べて、マラヤにおけるイスラム教に関する書物は、ほとんど存在しない。その点、1965年9月に発行された本書は、マラヤ研究者にとって歓迎される書物の一つである。

著者の Ahmad Ibrahim は、シンガポール生れのマレー人で、英国ケンブリッジ大学で法律を学び、1965年にはシンガポールの司法局長官の要職にあったと聞く。しかし、本書の内容構成は必ずしも、同氏によってなされたものではないらしい。発行所の Malaysian Sociological Research Institute の編集長「S. Gordon 女史編」と付け加えられているからである。

本書の内容は、4つの章から構成されている。第1章は、「イスラム法の宗教的基盤」と「イスラム法の史的発展」と題する2つの論文から構成されている。前者においては、イスラム法の全体系 (sharī'ah) は、生活と徳性の美德 (ḥusn) を人は追及すべきであるという Allah の意志にその基盤を置いた宗教的性格を持つものであることが強調され、後者においては、この「法」の史的発展が7つの時期に分けて概説されている。この場合、特に興味のある点は、アラビアにおける近代のイスラム法の史的展開が東南アジアにおけるイスラム法の性格の変化と関連づけを説明されていることである。このほか、第1章では、スンニー派の4大学派の法学者の名と著作の簡単な解説が付け加えられている。

第2章以下はマラヤにおけるイスラム法の具体的記述である。第1章は主に家族法を中心として、イスラム行政のマラヤにおける行政組織、婚姻、離婚に関する事項が取り挙げられている。第3章では、財産法を

中心として、その一般的規定、イスラム教徒の公共財 (waqf や bayt ul-māl) の規定が論ぜられ、第4章では、イスラム法から見た犯罪、証拠、訴訟手続きが概説されている。

マラヤのイスラム教はスンニー派のシャーフィー学派を中心としたものであるが、具体的には、それはマラヤの土着の慣習によってマレー化されている。マラヤでは、イスラム教は究極的に州 (ngara) の宗教である。従って、州にはそれぞれ独自のイスラム行政組織があり、イスラム法の規定も、州の土着慣習によって多少異なっている。特に財産法の場合には、慣習法がイスラム法よりも強い。しかし、慣習法にもいろいろあって、慣習法の強さも州によって多少異なる。このような州によるイスラム法の具体的な規定の相違を知るのに、本書は極めて便利である。更に、巻末のマレー語とアラビア語のイスラム法に関する法律用語を比較定義した glossary は、マラヤの宗教用語の意味を調べるのに役立つ。しかし、本書の叙述の仕方は、必ずしも入門書的であるとはいえない。(口羽益生)

M. G. Swift: *Malay Peasant Society in Jelebu*. The Athlone Press, University of London, 1965. x+181 p.

本書は、London School of Economics の社会人類学のモノグラフ・シリーズ第29冊として刊行されたものであるが、マラヤの村落社会に関する数少ない実地調査の1つとして重要な意味をもっている。

調査地 Jelebu は、マラヤにおける母系制社会として名高い Negri Sembilan の最も辺鄙な1地域である。1947年のセンサスにおける人口総数は19,135、うちマレー人は8,419人であった。

現在、シドニー大学の社会人類学講師である著者 Swift は、マラヤ連邦独立に先行する1954年10月から55年7月、および1956年4月から12月を主要調査期間として、中国人を全く含まない1つの mukim (区)

を中心的な対象として、participant observationの方法を用いて調査を行なった。この時期は、共産主義者の暴動などのために、マラヤの政治情勢が不安定なときであり、彼の調査はかなり困難なものであったらしい。また、このために、コミュニティにおける村民の生活も若干の影響をこうむって、いわゆる平常の状態の観察にはやや不適當な時期でもあった。

彼の記述は、まず、この母系制社会における伝統的な政治組織の説明に始まって、ついで村落の経済および政治を論じ、家族・親族の構造にもかなり詳しく触れて、最後に、階級・階層の問題などに一寸言及している。

Jelebu の主な生業は、元來稲作であったが、ゴム栽培の導入により、これが調査時点では主要な地位を占めるに至り、稲作は副次的な役割へと退いた。この外に果樹の栽培があり臨時的な現金収入の源となっている。

水田は女性から女性へと相続され、男性はこれらの女性と結婚することによって経済生活を営むのが以前の姿であったが、ゴム園においては男性が経営および労働の主体となって来た。また村外に職を求めることも可能となり、母系的な社会構造が次第に崩れて来た。政治的な側面においても、行政上の長 (penghule) などが、慣習 (adat) 上の長の役割を弱める働きをする。

Swift が調査したのは上記のような、崩壊が目立ち始めた母系制社会の政治・経済・社会構造である。記述においては、きわめて示唆的な説明や推論がしばしば現われる。

著者が比較的広い地域を調査したことは、本書の特に政治に関する部分などにおいてその有効性を示しているが、このことは反面、1つの比較的小さい地域の集中的な調査の欠如をもたらした。各々の世帯・親族の悉皆的な調査から分析的に引き出された結果ではなく、極端に言えば、裏付けを十分持たぬ印象の総合というような傾向があるのが、やや惜しまれる。

(坪内良博)